

資料 計画の策定体制

1 鶴ヶ島市障害者支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、鶴ヶ島市障害者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立した日常生活及び社会生活の促進を図り、障害児の保護者又は介護者の福祉の向上に資することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 困難な事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (5) 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用等、相談支援の体制整備に関すること
- (6) 鶴ヶ島市障害者支援計画に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 教育・雇用関係機関
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉協議会職員
- (5) 障害者関係団体
- (6) 障害者等、障害児の保護者又は介護者

(7) 障害福祉サービス事業者

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、専門的知識を有する者及び関係機関等のうちから市長が委嘱する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。

(守秘義務)

第9条 協議会及び専門部会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 この告示の施行後、第3条に基づき最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず平成27年3月31日までとする。

【委員名簿】

会 長 本名 靖

副会長 菊本 圭一

No.	区分	委員構成	氏 名	所 属
1	1号	保健・医療関係者	加藤新一朗	坂戸保健所
2	2号	教育・雇用関係機関	小松 祐樹	川越公共職業安定所
3	2号	〃	中田 雅也	市教育委員会
4	2号	〃	北村 明春	毛呂山特別支援学校
5	3号	民生委員・児童委員	武田 和子	民生委員・児童委員
6	4号	社会福祉協議会職員	菊本 圭一	社会福祉協議会
7	5号	障害者関係団体	長岡 保	鶴ヶ島視覚障害者の会
8	5号	〃	松本 勇	障害者支援ネットワーク協議会
9	5号	〃	中里由架利	D e n & D e n
10	6号	障害者等、障害児の保護者又は介護者	町田 弘之	公募
11	6号	〃	松本 曜	公募
12	7号	障害福祉サービス事業者	若山 孝之	すまいるはうす
13	7号	〃	吉澤 健治	かっちゃんの作業所
14	7号	〃	田辺 誠	パン工房カウベル
15	7号	〃	石井 悦子	ニチイケアセンター鶴ヶ島
16	7号	〃	小見 景子	あゆみ福祉会つるがしま相談支援センター
17	8号	学識経験者	本名 靖	東洋大学ライフデザイン学部

【協議会開催状況】

	開催日	概要
第1回	平成29年5月12日	・第3期障害者支援計画の概要について
第2回	平成29年11月10日	・障害者団体等の懇談会について ・市民意識調査等の結果について
第3回	平成29年12月20日	・第3期障害者支援計画（素案）について
第4回	平成30年1月16日	・第3期障害者支援計画（案）について ・市民コメントについて
	平成30年1月26日	

2 鶴ヶ島市障害者支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を統合し、鶴ヶ島市障害者支援計画（以下「支援計画」という。）を策定するため、鶴ヶ島市障害者支援計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 支援計画の策定に関して必要な事項を審議するとともに、策定案の作成に関すること。
- (2) その他支援計画の策定に関し必要なこと。

(構成)

第3条 策定委員会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部参事の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、障害者福祉課が担当するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

【委員名簿】

	所 属	氏 名	備 考
1	総合政策部長	新井 順一	
2	総務部長	中野 波津巳	
3	市民生活部長	柏 俣 昌 実	
4	健康福祉部長	新堀 敏 男	委員長
5	健康福祉部参事	石 島 洋 志	副委員長
6	都市整備部長	有 隅 栄	
7	都市整備部参事	小 沢 亮 二	
8	教育部長	三 村 勝 芳	
9	教育部参事	横 山 武 仁	

【策定委員会開催状況】

第1回	平成29年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期障害者支援計画（素案）について ・市民コメントについて
第2回	平成30年 3月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期障害者支援計画（案）について ・市民コメントの結果について